

# 鳥取縣公報

## 訓令

◇鳥取縣訓令甲第三十六號

内務部	長
經濟部	長
警察部	長
各 察 察	長
各 勤 勞 署	長
各 勤 勞 署	長
地方世話部	長

鳥取縣旅費支給規則を次のやうに定める。

昭昭二十一年十月十五日

鳥取縣知事 林 三

鳥取縣旅費支給規則

第二條 官吏其の他の者が公務によつて旅行する場合は別に定めあるものを除いてこの規則によつて旅費を支給す

昭和二十一年十月十五日  
第千七百五十三號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

る。

第二條 普通旅費は別表第一號表に定める額を支給する。

第三條 三級官以上の待遇を受ける者には夫々本官相當の旅費を支給する。

第四條 有給縣吏員には次の區分によつて旅費を支給する

一、月俸七百三十圓以上の者には二級官吏に支給する額

二、月俸三百二十圓以上の者には三級官吏に支給する額

三、月俸三百二十圓未満の者には別表第一號表甲類

第五條 囑託員には次の區分によつて旅費を支給する。

一、本官のある者に本官相當の額

二、三級官以上の待遇を受ける官吏に在る者には第三條による額

三、官吏で在つた者又は三級官以上の待遇を受ける官吏にあつた者には前各號の區別に従つて退官又は退職當時の官吏による各その相當額

四、爵位階勳等又は學位を有する者には次の區分による  
 額（爵位階勳等學位を併有する者に在つては高い方に  
 よる）  
 (イ) 爵を有する者、從六位以上、勳六等以上又は學位を  
 有する者には二級官吏に支給する額  
 (ロ) 正七位、從七位又は勳七等の者には三級官吏に支給  
 する額  
 (ハ) 正八位以下又は勳八等の者には別表第一號表甲額  
 五、常時一定の手當を支給する者には次の區分による額  
 (イ) 手當月額七百三十圓（日額のものには三十日分を以つ  
 て月額とする以下同じ）以上の者には二級官吏に支  
 給する額  
 (ロ) 手當月額五百圓以上の者には三級官吏に支給する額  
 (ハ) 手當月額三百二十圓以上の者には別表第一號表甲額  
 (ニ) 手當月額三百二十圓未満の者には別表第一號表乙額  
 第六條 雇員には次の區分によつて旅費を支給する。  
 一、給料月額五百圓（日額のもの）三十日分を以つて月額  
 とする以下同じ）以上の者には三級官吏に支給する額

二、給料月額三百二十圓以上の者には別表第一號表甲額  
 三、給料月額三百二十圓未満の者には別表第一號表乙額  
 第七條 傭人には次の區分によつて旅費を支給する。  
 一、給料月額三百二十圓（日額のもの）は三十日分を以つ  
 て月額とする。以上の者には別表第一號表乙額  
 二、其の他の者には別表第一號表丙額  
 第八條 諸調査會（調査會、委員會、審査會、協議會其の  
 他これに準ずるものをいふ）の職員には別表第二號表に  
 よる旅費を支給する。  
 第九條 赴任の場合に支給する着後手當及び移轉料は別表  
 第三號表によつて支給する。  
 甲額、乙額及び丙額の區分は第四條乃至第七條に定める  
 區分による）  
 第十條 土木出張所、河川改良事務所、農業水利改良事業  
 出張所在勤務又は地支滞在林業技術員がその所轄区域内  
 を巡回するときは別表第四號表の月額旅費を支給する。  
 前項の月額旅費は一箇月の巡回日數二十日以上ときは  
 全額を支給し、二十日未満のときは月額に巡回日數を乗

じて二十日をもつて除した金額を支給する。  
 一、臨時傭入の船員には支給しない。  
 二、五時間未満の乗船出動には支給しない。  
 三、乗船中の車馬賃及び宿泊料は支給しない。  
 第十二條 月額旅費の支給を受けるときは普通旅費を受け  
 て出張して居る日數があるときはその日數に應じて日割  
 をもつて月額旅費を減額する。

らこれを適用する。  
 第十六條 この規則中第四條、第五條、第六條及び第七條  
 の俸給給料及び手當の區分に關する事項は昭和二十一年  
 七月一日以降の旅行からこれを適用する。  
 第十七條 昭和十八年十一月鳥取縣訓令甲第二十二號鳥取  
 縣旅費支給規程はこの規則の適用の日からこれを廢止す  
 る。  
 第一號表

第十三條 豫算經理の都合によりこの規則による旅費額を  
 支給し得ないときは知事又は廳長に於てその定額を減じ  
 又は旅費の全部若くは一部を支給しない事が出来る。  
 第十四條 この規則に定められたものの外旅費の支給について  
 は内國旅費規則、内國旅費規則施行細則及び内務省所管  
 内國旅費規則を適用する。  
 附 則  
 第十五條 この規則は昭和二十一年八月一日以降の旅行か

普通旅費		第一號表	
區分	普通旅費	第一號表	第一號表
一級官吏及びこの規 則によつて相當額を 受ける者	車馬賃一日當 料につき日につき	一宿泊料一夜につき	乙地方
二級官吏及びこの規 則によつて相當額を 受ける者	三十錢	二十五圓	六十圓
三級官吏及びこの規 則によつて相當額を 受ける者	二十五錢	二十圓	五十圓
その他の者	甲額	二十錢	三十圓
乙額	十六錢	十圓	二十五圓
丙額	十二錢	十圓	二十圓

00050

第二號表

諸調査會職員旅費

區分	車馬賃一日當		宿泊料	
	一	二	一	二
會長及びこれに準ずる者	三十錢	二十三元	甲地方	乙地方
委員及びこれに準ずる者	二十五錢	二十圓	五十圓	四十圓
幹事及び調査員	二十錢	十六圓	四十圓	三十三圓
書記	二十錢	十圓	二十五圓	二十圓

第三號表

着後手當及び移轉料

區分	着後手當	移轉料		
		一級官吏	二級官吏	三級官吏
五十秆未満	日當三日分以内 宿泊三夜分以内	五百六十圓以内	四百圓以内	二百七十圓以内
百秆 同	同	七百圓	同五百圓	同三百四十圓
三百秆 同	日當四日分以内 宿泊四夜分以内	七百六十圓	同五百四十圓	同三百八十圓
五百秆 同	同	八百四十圓	同六百圓	同四百二十圓
千秆 同	日當五日分以内 宿泊五夜分以内	九百六十圓	同六百八十圓	同四百八十圓
千五百秆 同	同	千四十圓	同七百四十圓	同五百二十圓
				甲 額
				乙 額
				丙 額

00051

二千秆 同	同	千二百二十圓	同八百圓	同五百六十圓	同四百圓	二百八十圓
二千秆以上	同	千四百圓	同千圓	同七百圓	同五百圓	三百六十圓

附記 現員現給者が縣外から赴任する場合は本表によらず内務省所管内國旅費規則の額によることが出る。

第四號

表土本出張所、河川改良事務所、農業水利改良事業出張所在勤者及び地方滞在林業技術員月額旅費

所長	區分	
	分	月額
二級官吏	二級官吏	二百圓
三級官吏	三級官吏	百七十圓
二級 官 吏	二級 官 吏	百八十圓
三級 官 吏	三級 官 吏	百五十圓
技手補及び河川管理員を命ぜられた縣書記		百二十圓
雇、土木雇及び耕地雇		百圓
林業 助 手		八十圓

告示

鳥取縣告示第四百二十四號

昭和二十一年九月十日鳥取縣機船底曳網漁業水産組合の設置を次のやうに認可した。

昭和二十一年十月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、名 稱 鳥取縣機船底曳網漁業水産組合
- 一、發起人代表者 濱 口 虎 太郎
- 一、事務所の所在地 鳥取市吉方七百八拾番地
- 一、認可年月日 昭和二十一年九月十日

鳥取縣告示第四百二十五號

物價統制令第四條の規定により和傘の販賣價格の統制額を次のやうに指定する。

00052

00000

00052

昭和三十一年一月鳥取縣告示第三十號(和傘ノ最高販賣價格指定ノ件)はこれを廢止する。

昭和二十一年十月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

和傘販賣價格統制額

地張傘

生産者	卸賣業者	小賣業者
統制額	統制額	統制額
番傘 二尺以上	六三、〇〇	六四、三五
一尺八寸同	五六、〇〇	五七、二〇
一尺六寸同	四七、〇〇	四八、六〇

一般傘	番傘
一尺九寸以上五七、四〇	五八、六〇
一尺八寸同	五〇、四〇
一尺六寸同	四三、四〇

一、本表價格は賣主店先度價格とし荷造包裝費を含む。  
 二、番傘を奴傘に仕立てた場合は一本につき參圓を加算する。  
 三、本表價格は全國和傘統制組合の定める検査に合格し同

組合の證紙を貼付したものの價格とし検査に合格しないもの又は證紙の貼付なきものの價格は前表價格の半額とする。

四、本表價格は油二度引き又は澁塗の上油一度引きしたものの價格とし一般傘は一度引きとする。

五、本表價格は附屬品つきのものの價格とする。  
 六、再生傘は前各表價格の八割とする。

七、本表價格は物品稅(割)込みの價格とする。

鳥取縣告示第四百二十六號

市街地建築法施行細則第二十五條の規定により次のやうに假設建築物の建築を許可した。

昭和二十一年十月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、建築主の住所氏名 米子市立町一丁目二番地

一、建築物位置 米子市東倉吉町二八番地

一、建築物の用途 共同住宅貸店舗

13000

00053

13000

一、建築物の構造 木造平家建 屋根 瓦葺及セメン

一、建築物の規模 建築面積 一八九、七二二平方米  
 突出せる部分 一八九、七二二平方米

一、命令事項

一、本建築物の存續期限は都市計畫事業實施迄とする。

一、前號の事業實施の場合には事業者の指定する期日内に無償にて本建築物を除却すること。

一、本建築物を他人へ讓渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事必要ありと認むるときは本命令書の條項を増減若しくは變更することがある。

一、本建築物の讓渡を受けたる者も前各號に命じたる事項を遵守する義務を負ふこと。

鳥取縣告示第四百二十七號

昭和二十一年十月十日鳥取縣氣高郡美穗村大字源太四拾四番地ノ壹先において次のやうに賃取渡船場設置を承認した

昭和二十一年十月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、設置 鳥取縣氣高郡美穗村長 有田嘉孝

二、渡錢の額 一人一回 參拾錢

荷物 貳拾錢

牛馬 五拾錢

荷一車 參拾錢

三、渡錢徵收期間 自昭和二十一年十月十日 至源太橋竣功